

第一回福島県復興ビジョン検討委員会次第

平成23年5月13日（金）午後4時～
第二特別委員会室

1 開会

2 知事あいさつ

3 座長あいさつ

4 委員紹介

5 議事

(1) 今後の進め方について

(2) 福島県の災害の状況及び県の取組み

(3) 意見交換

(4) その他

6 閉会

福島県復興ビジョン検討委員会開催要綱

平成23年4月28日
福 島 県

1 趣旨

本県は、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及び津波に加え、未だ収束に至らない原子力災害、さらにはそれに伴う風評被害により、過去に例のない深刻な状況が続いている。このような状況ではあるが、県民に対して復興に向けた希望の旗を立て、思いを共有しながら県民一丸となって復興を進めていく必要がある。

このため、有識者からなる福島県復興ビジョン検討委員会（以下「検討委員会」という。）を開催し、幅広い視点からの議論を行い、議論の結果を復興に当たっての基本的な方針・主要な施策を示す「福島県復興ビジョン」（仮称）策定に反映させるものとする。

2 構成

- (1) 検討委員会は、知事が指名する有識者により構成し、知事が開催する。
- (2) 検討委員会の座長は知事が指名し、座長は検討委員会の会務を総理する。
- (3) 検討委員会に座長代行を置き、座長がこれを指名する。
- (4) 知事は、検討委員会に対し必要に応じ助言を行う特別顧問を指名することができる。

3 議事

- (1) 検討委員会は過半数以上の委員の出席がなければ、開催することができない。
- (2) 議事は、原則として出席委員の過半数によって決するものとする。
- (3) この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

4 庶務

検討委員会の庶務は、企画調整部総合計画課復興ビジョン等策定プロジェクトチームにおいて行う。

5 期間

平成23年5月から、「福島県復興ビジョン」（仮称）が策定されるまでとする。